

## 法テラス熊谷の取組

法テラス熊谷法律事務所



埼玉弁護士会会員

衛藤 えみ

Eto, Emi

### 1 はじめに

法テラス熊谷法律事務所（以下「当事務所」といいます。）は、法テラスの中でも全国に4か所しかない、扶助・国選対応地域事務所です。扶助・国選対応地域事務所とは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や国選事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置された事務所のことです。

担当地域は、埼玉県北部のさいたま地方裁判所熊谷支部管内の地域（6市9町1村）で、この地域内に事務所がある弁護士の数は、当事務所の開所当時と比べると増えており、2018年1月現在で、当事務所のスタッフ弁護士も含め70名近くとなっています。

もっとも、以下のとおり、弁護士数が増えた現在においても、当事務所が果たすべき役割はあると感じます。

### 2 民事法律扶助事件

(1) 当事務所で取り扱っている民事法律扶助事件の種類としては、債務整理事件と離婚事件が大半を占めます。

そして、相談者の方が当事務所にたどり着くきっかけとしては、ご自身でたどり着かれる方もいらっしゃいますが、市役所や社会福祉協議会などの関係機関の方が

らの紹介、あるいは、弁護士会などの法律相談からの紹介による場合も多くあります。

(2) 私自身は、当事務所に赴任して丸3年がたちますが、法律相談や事件処理を行うにあたっては、事案の内容というよりも、相談者の方や依頼者の方との接し方について悩まされることが多いです（多いというか、ほとんどです）。

具体的には、身体的な障害を抱えていらっしゃる方、精神障害や知的障害をお持ちの方、統合失調症やうつ病などの精神疾患を抱えておられる方、他者とコミュニケーションをとるのが難しい方などです。

普段から、「相手の気持ちに寄り添えるように」ということを念頭に置いて仕事をしているつもりですが、自分の経験や想像力だけでは、相談者の方や依頼者の方の気持ちに思い至らず、悩むことも多くあります。

(3) また、当事務所に来られる方は、法律的な問題だけではなく、日々の生活を送るにあたっての様々な問題を抱えていることも少なくありません。

そのような場合は、弁護士だけの力ではご本人にとっての真の解決に至ることはできないため、市役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの、各関係機関

の方々の協力を得ながら、ご本人が、今後、安心して日々の生活を送ることができるようになる解決策を模索しています。

(4) さらに、相談者の方や依頼者の方が、施設や病院などに入所、入院されていて、事務所まで来られない、あるいは、自宅で生活はしているが、身体的な理由などで自宅から出られないというような事案も多くあります。

このような事案では、施設や病院、自宅を訪問して、法律相談や打合せなどを行っています。

### 3 国選事件

国選事件については、当事務所のスタッフ弁護士も、埼玉弁護士会熊谷支部の国選名簿に入っており、定期的に待機日が回ってきます。

中でも、熊谷地域では、裁判員裁判対象被疑者国選事件を担当する弁護士が少ないため（2017年度は、当事務所のスタッフ弁護士を含めて約10名）、裁判員裁判対象被疑者国選事件の待機日は、かなり頻繁に回ってくることになりました。

事件内容にあまり偏りはなく、様々な事件を担当しています。

ちなみに、熊谷地域内の警察署は、広範囲にわたって点在しているのですが、車に乗らない私は、

JR、秩父鉄道というローカル線、地域のコミュニティバスを駆使し、公共交通機関がない場所は徒歩で接見に行っており、ほとんどの警察署が片道1時間ほどかかります(特に、秩父鉄道は電車の本数が少ないため、夜の吹きさらしの無人駅で、30分以上電車を待つこともよくあります)。

#### 4 司法ソーシャルワーク

(1) さらに、近年では、当事務所でも、民事法律扶助事件や国選事件だけではなく、いわゆる司法ソーシャルワークにも力を入れ始めています。

上記2の(3)で述べた、個別事案における関係機関の方々との協働もその一つですが、他に、役場などでの講演(テーマは、成年後見やDVなど様々です)、地域包括支援センターでの巡回法律相談、地域ケア会議への参加などが挙げられます。こうした活動の中で感じたのは、熊谷地域(特に町村部)では、弁護士へのアクセス方法を知らなかったり、物理的にアクセスしづらかったりする方が多いということです。そのため、こうした活動の際には、法テラスのみならず、弁護士会の法律相談等についても積極的に紹介をしています。

(2) 最近では、2017年12月まで当事務所に所属していた中野聡弁護士が熊谷市内の認知症カフェ(※厚生労働省が認知症の人の介護家族の負担軽減のための一つの柱として、その設置を推奨しているもので、「認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場」と定義されています)に参加したことをきっかけに、当事務所のスタッフ弁護士が、実行委員としてこの認知症カフェに参加し、その運営に関わっています。

具体的には、2カ月に1度開かれる実行委員会の会議に参加し、カフェの運営に携わる関係機関の方々とともに、カフェの有り様などについて議論しています。また、1カ月に1度開催されるカフェに参加し、弁護士として、法律問題に関するミニ講座を行うこともあります。

中野弁護士によると、カフェに参加されている認知症のご本人の方やそのご家族などからは、「弁護士さんとはじめて会った」、「弁護士さんがこんなところに興味を持ってくれるのか」などという反応が数多くあるとのことでした。

こうした活動により、関係機関との関係が強化されるとともに、弁護士へのアクセス方法の周知にも役立っているのではないかと思っています。

#### 5 最後に

上記1記載のとおり、確かに、さいたま地方裁判所熊谷支部管内の地域内での弁護士数は増えていきます。

しかしながら、そのほとんどは熊谷市内に集中しており、熊谷地域全体でみると、まだまだ弁護士への物理的なアクセスが十分に確

保されているとはいえ状況にあると感じます。また、その人的属性などから、弁護士にたどり着きづらい相談者の方々も数多く見られました。

こうした弁護士へのアクセスの困難さを解消するために、当事務所が果たすべき役割は大きいと実感しています。

さらに、2018年1月より、総合法律支援法の改正に伴う、DV・ストーカー被害者や虐待を受けた児童、認知機能が不十分な高齢者・障がい者に対する資力を問わない法律相談が始まっており、また、今後も刑事訴訟法の改正に伴って、被疑者国選弁護事件の対象事件がさらに拡大されるなど、これからも弁護士が対応すべき場面が大幅に増えることが予想されます。

当事務所では、今後、このような場面においても、率先して対応していければと考えています。



事務所のメンバー

#### 寄り添っているね！ えみさん

「市民一人一人に寄り添う弁護士をめざしたい」というのが、えみさんの初心でしたが、広大な地域を徒歩やローカル線でかけめぐり、それまで弁護士に接触したことのない弱い人たちに希望を届け、また担い手の少ない裁判員裁判等の国選弁護事件を担当しての奮闘ぶりの現状報告は、初心の実践そのもので頭が下がります。

特に、埼玉県北部はいくつもの重大刑事事件が過去に発生した割に弁護体制が手薄な地域でしたので、珍しい国選・扶助対応事務所が設置されている訳ですが、扱う案件の種類が限定されているだけにさぞ気苦労の連続だろうなと同情しています。

でも、高知で生まれ育ったえみさんは、荒波を乗り越えるパワーと優しさを併せ持っていますので、近時の司法ソーシャルワークへの視野の広がりも含め、更に活躍されるだろうと大いに期待しています。

From 細田 初男(埼玉弁護士会会員)